

令和 8 年 3 月 26 日（木）

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」  
（厚生科学課長ほか関係部局長通知）について（概要）

厚生労働省大臣官房厚生科学課

### 1. 通知の概要

本通知は元々「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」として、平成 29 年 7 月 5 日に発出され、保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することについて規定され、その後、保健医療調整本部に「福祉」を追加するべく、令和 4 年 7 月 22 日に「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」を発出したところ。

さらに、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和 6 年 11 月、令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、保健・医療・福祉支援の体制・連携強化について改めて指摘されたことを踏まえ、令和 7 年度の「災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会」において、災害時に保健医療福祉調整本部が被災現場への適切な支援を行うための機能強化や、平時より都道府県と保健医療福祉活動チームが平時から準備・共有すべき事項等の整理を行ったところ、本検討会での整理を踏まえ、本通知について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の概要（主なもの）

- 発出主体、文書番号に内閣府防災担当、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官を追加。
- 前文を今回の改正部分を重点的に説明する内容に修正し、全体を簡素化。
  
- 「1. 本部の設置」の項目を（1）構成、（2）組織、（3）本部機能の構成に修正。  
※ 改正前は、（1）構成、（2）組織の構成で、両項目に含まれていた本部機能に関する項目を（3）本部機能に移動するなどして再構成。
- 「（2）組織、②連絡窓口の設置」の保健医療福祉活動チームの具体的チーム名は、別添にまとめて表記するように修正。
- 「②連絡窓口の設置」に、厚生労働省が設置する「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」と、連絡先を交換し、迅速な連携を図れるようにすることを追記。
- 「（3）本部機能、②本部機能の強化」の保健医療福祉調整本部の設置運営を支援するチームに「DMAT コーディネーションチーム」を追加。
  
- 「2. 保健医療福祉活動の実施について」の項目を、情報分析と支援活動（人的・物資・搬送）が急性期の調整事項であることを踏まえ、（1）保健医療福祉活動に関する情報の収集・連携、整理・分析及び総合調整、（2）保健医療福祉活動チームの派遣調整、（3）物資の支援調整、（4）搬送調整の構成に修正し、支援活動を精緻化。  
※ 改正前は、（1）派遣調整、（2）情報連携、（3）情報の整理及び分析の構成。
- 「（1）保健医療福祉活動に関する情報の収集・連携、整理・分析及び総合調整」に、情報の収集において、病院、社会福祉施設、保健所（市町村保健センター）などサービス提供主体ごとの収集を例示しつつ、効率的かつ適切に収集、分析できる体制を構築することを追加。
- 同上項目中に、保健医療福祉調整本部は、都道府県災害対策本部と緊密な連携することを追加。

- 「3. 保健医療福祉活動における平時からの連携・体制強化の取組について」に、検討会での整理を踏まえ、平時より取組むべき内容の充実・追加を実施。

### 3. 施行日

- 令和8年3月31日（予定）